

# 聞いて得する！ 知って得する！ 経営情報

給与を下げても、本人手取額を増やすお得な提案です！

## 嘱託社員賃金

何を基準に嘱託社員賃金を  
決定していますか？



ポイントは、国から支給される「在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金」を最大限に受給できるようにすることです。それができれば、会社の経費は削減でき、本人の手取額も現在の御社の設定より増やせます！

- ① 手取額の比較シミュレーション
- ② 嘱託退職金制度の導入
- ③ 嘱託福利厚生制度の導入

- 嘱託社員の手取り額(個人所得)は、年金額+給付金アップと、社会保険料、所得税、住民税の削減により手取額は、年間10~20%増えます！
- 新制度導入で、会社も年間経費(賃金と社会保険料)削減のメリットあり！

## 社長の年金

65歳以上の社長さん、「在職老齢年金」を全額もらいませんか？

年金はもらえるうちに  
もらったほうが得ですよ！



一般的に社長さんの給与は高いから年金をもらえていません。最適給与シミュレーションをして、年金をもらえる額に給与を変更、年金受給と社会保険料・所得税・住民税を大幅に削減して、給与の目減り分は、会社契約の役員保険でカバーします。社長の個人所得が最大1.5倍に大幅アップするお得なご提案です！会社も社会保険料の削減(平均年間約100万円前後)もでき、現在の会社のキャッシュフローは黒字になります。

### 必要書類・資料

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ① 年金手帳              | <input type="checkbox"/> ② 年金証書(裁定請求書提出済みの方) |
| <input type="checkbox"/> ③ 「ねんきん定期便」の資料      | <input type="checkbox"/> ④ 賃金台帳(直近1年分+賞与)    |
| <input type="checkbox"/> ⑤ 配偶者の年金手帳(配偶者ありの方) | <input type="checkbox"/> ⑥ 就業規則・賃金規程         |
| <input type="checkbox"/> ⑦ 直近の社保算定基礎届        | <input type="checkbox"/> ⑧ 役員退職金規程           |
| <input type="checkbox"/> ⑨ 法人の登記簿謄本(コピー可)    | <input type="checkbox"/> ⑩ 定款コピー             |

必要な書類が  
揃っているか  
チェックして  
ください。



相談無料！ 簡易シミュレーション無料！

コンサル報酬30,000円/1件

# 電子申請だから 低価格!



電子申請による入退社の社保手続や保険料申告!  
データ処理による給与計算代行!  
総務の負担軽減!

電子申請による社会保険+労働保険手続勤怠データ処理による給与計算事務代行

T&M ASP労務システム



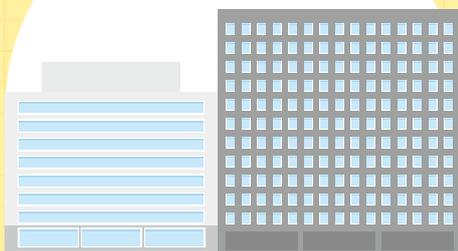
企業様



- 労務システムで会話、データ送受信
- 入社・退社に伴う社保手続
- 労働保険・社会保険の申告手続
- 給与・賞与計算、年末調整事務代行
- 総務係書式をダウンロードできる

電子申請  
申告・手続

お役所



## T&Mが行う給与計算の特徴

- ① 最新の各種保険料率のチェックができる
- ② 算定基礎届、月額変更届による保険料変更を確実に実施できる
- ③ 労基法上の割増賃金計算のチェックができる
- ④ 週40時間に対応した時間計算ができる
- ⑤ 入退者に伴う社会保険の得喪漏れのチェックができる
- ⑥ その他就業規則、賃金規程に沿った処理ができる

## 「キャリアアップ助成金」

**1人当たり50万円  
最高750万円(最高15人まで)**

キャリアアップ助成金は、非正規労働者(パート、アルバイト、契約社員等)を正規雇用などに転換または直接雇用する制度を導入し、転換した場合にもらえる助成金(返済不要)です。平成28年3月1日までに申請すると加算がありお得です!

御社の就業規則は、複雑な労務問題、労使トラブルに対応できるように細かく規定されている  
「会社を守る就業規則」になっていますか？

## 御社の労務管理のチェックをして見てください！

分類	項目	
就業規則等	就業規則は、労務管理の基本になるもので、一番重要なものと認識していますか？	はい・いいえ
	定期的に若しくは法改正の都度、就業規則の見直しを行っていますか？	はい・いいえ
	就業規則は、万が一のトラブルを解決するため細かに具体的に作成されていますか？	はい・いいえ
	就業規則に休職・復職(特に精神疾患)規定は、再発休職など具体的かつ明確に記載されていますか？	はい・いいえ
	就業規則は、従業員に周知(いつでも見れる状態に)されていますか？	はい・いいえ
	パートタイマー就業規則は作成されていますか？	はい・いいえ
	嘱託就業規則は作成されていますか？	はい・いいえ
	懲戒事由にセクハラ・パワハラを入れてありますか？	はい・いいえ
	退職時の業務の引継ぎ義務とそれに違反した場合の制裁規定はありますか？	はい・いいえ
	高年齢者の定年延長、継続雇用制度導入が行われていますか？	はい・いいえ
	誓約書、身元保証書、営業機密誓約書等の書式は、作成していますか？	はい・いいえ
	採用時の労働条件通知書は、作成されていますか？	はい・いいえ
	「振替休日」と「代休」の規定は、明確ですか？	はい・いいえ
「振休」は、原則同一賃金締切期間中に処理されていますか？	はい・いいえ	
労働時間	1週間の所定労働時間は40時間以内、1日は8時間以内ですか？	はい・いいえ
	出勤簿に始業及び終業の時刻を記載していますか？	はい・いいえ
	時間外労働は、「命令制」と「許可制(許可届が必要)」の2通りになっていますか？	はい・いいえ
	1年単位の变形労働時間制を採用している場合、労使協定届を労基署に提出していますか？	はい・いいえ
	時間外や休日労働をさせるための36協定届を労基署に提出していますか？	はい・いいえ
	36協定届の記載時間オーバーの違反はありませんか？	はい・いいえ
休日休暇	毎週少なくとも1回の休日を与えていますか？	はい・いいえ
	4週間に4日以上の日を与えていますか(変形週休制)？	はい・いいえ
	年次有給休暇は法定通りに与えていますか？	はい・いいえ
	計画的付与制度は導入利用されていますか？	はい・いいえ
	年次有給休暇の取扱いで、休暇日の消化は「当年度から優先する」になっていますか？	はい・いいえ
賃金	最低賃金を下回った額を払っていませんか？	はい・いいえ
	定額残業手当を導入している場合、就業規則の記載、従業員との書面による合意が得られていますか？	はい・いいえ
	時間外・休日労働の割増賃金は、労基法の割増賃金計算方法の通り支払っていますか？	はい・いいえ
	「サービス残業・未払い残業代」のコンプライアンス違反はありませんか？	はい・いいえ
	管理職(部長、次長、課長)に時間外手当、深夜手当を支払う内容になっていますか？	はい・いいえ
	営業職にも時間外手当(帰社してから社内で行うデスクワークの時間)を支払う内容になっていますか？	はい・いいえ
就業環境	過重労働を防ぐ対策はできていますか？	はい・いいえ
	使用者は安全配慮を怠っていませんか？	はい・いいえ
	メンタルヘルスケアを行っていますか？	はい・いいえ
	安全衛生管理者、産業医の選任届は提出してありますか？	はい・いいえ
	セクハラ・パワハラ対策(相談など)を行っていますか？	はい・いいえ
	雇入れ時、年1回の定期健康診断を行っていますか？	はい・いいえ
	診断の結果、異常所見があると診断された従業員について医師の意見聴取を行っていますか？	はい・いいえ
	育児・介護のための環境(時間外勤務制限、勤務時間短縮)が整備されていますか？	はい・いいえ

※1つでも「いいえ」があれば改善や見直しをする必要があります。

※詳しくチェックをしたいという事業所がありましたら、社会保険労務士法人T&Mまでお問い合わせください。



ご相談申込みはFAXでお願い致します。担当者からご連絡します。

**FAX 052-918-7877**

該当に○印	相談内容		
( )	社長の「在職老齢年金」100%受給に関する相談		
( )	嘱託社員の手取額を最大にする「嘱託社員賃金提案」に関する相談		
( )	社会保険等の電子申請代行・給与計算事務アウトソーシングに関する相談		
( )	就業規則の改訂・見直しに関する相談		
( )	「キャリアアップ助成金」の申請に関する相談		
会社名		代表者名	
住所	〒( )		
担当者名		電話番号	( ) -
従業員数	( ) 名	決算期	( ) 月

私達は、企業を守る労務管理のプロです！  
私達は、事業主の皆様の良きパートナーです！

主要業務案内

1. 「会社を守る就業規則」
2. 労働時間管理
3. 「定額残業手当」の導入
4. 労使トラブル対応(セクハラ、パワハラ、解雇等)
5. 労基署調査対応
6. メンタルヘルス対応
7. パートタイマー雇用・障害者雇用
8. 各種助成金申請
9. 嘱託に伴う最適賃金提案(経費削減)
10. 社長の在職老齢年金100%満額受給提案
11. 電子申請による入退社手続
12. 給与計算「低価格アウトソーシング」



**T&M**  
社会保険労務士法人

企業防衛・企業存続・企業繁栄

**社労士法人ティーアンドエム**

〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目9番5号

TEL: 052-990-8877 / FAX: 052-918-7877

Email: info@sr-tm.jp / URL: http://www.sr-tm.jp